

全員協議会会議録

1 開会.....	2
2 あいさつ.....	2
3 議題.....	2
(1) 報告事項について.....	2
① 指定管理者の候補者の決定について.....	2
② 矢板市泉さずな館設置及び管理条例について.....	12
③ 町の区域の変更について.....	18
④ 栃木県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について.....	19
⑤ 事故報告について.....	20
⑥ 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について.....	21
⑦ 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について.....	23
⑧ スーパー道ぶしん補助金交付要綱の制定について.....	24
⑨ 矢板市公民館使用料条例の一部改正について.....	28
4 その他.....	29
5 閉会.....	29

日時	令和5年11月8日(水)	午前10時00分～午前11時8分
場所	議場	

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長兼総務課長
- ⑦ 高齢対策課長
- ⑧ 子ども課長
- ⑨ 建設課長
- ⑩ 生涯学習課長

齋 藤 淳一郎
三堂地 陽 一
塚 原 延 欣
和 田 理 男
宮 本 典 子
高 橋 弘 一
加 藤 清 美
高 橋 理 子
柳 田 豊
佐 藤 賢 一

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 副主幹

星 哲 也
粕 谷 嘉 彦
佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日の議題につきましては、指定管理者の候補者の決定についてなど計9件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① 指定管理者の候補者の決定について

○議長 次に、(1) 報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） おはようございます。

令和6年度から指定管理者制度を活用する施設について、候補者が決定しましたので、御報告いたします。

別添資料を御覧願います。はじめの矢板市子ども未来館につきましては、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会を選定いたしました。

次の道の駅やいた及び城の湯温泉センターは、両施設とも株式会社やいた

未来を選定しました。

次の荒井など市営住宅と片岡トレーニングセンターなど社会体育施設は、一般財団法人矢板市施設管理公社を選定いたしました。受託希望者を公募いたしましたでしたが、応募者はいずれも本事業者のみでございました。

最後の矢板市文化スポーツ複合施設は、応募した4事業者を対象として選定の結果、宇都宮市の北関東総合警備保障株式会社を代表事業者として、本市に拠点を置くNPO法人たかはら那須スポーツクラブと、宇都宮市の株式会社栃木サッカークラブ、そしてプロサッカーリーグいわゆるJリーグのトップパートナーを務めます東京都千代田区のいちご株式会社の4事業者で構成される矢板市文化スポーツ複合施設共同事業体を選定いたしました。

選定に際しましては、全施設とも事業者からの事業計画書とプレゼンテーションに基づき選定委員会にて審査を行いました。

これら指定管理者の指定につきましては、次の定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○森島議員 これは以前窓口でもお尋ねさせていただいたのですが、城の湯の非公募を、今回、決定したということだと思っておりますが、そもそもその非公募にした理由を改めて教えていただきたいと思っています。

○総合政策課長 ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

8月の全員協議会にも御報告させていただきましたが、市として管理する施設について、直営か指定管理制度導入ということで施設ごとに判断をして制度を活用させていただいているところでございます。

市として直営での管理実績のない施設につきまして、指定管理者の公募を行うには、事業計画、年間当たりの予算、収入額が妥当かどうか、それに対し

て歳出が想定どおりで収まるかどうかというところを十分に見極めて、その管理するためのノウハウを蓄積し、そういったものをベースに検討していく必要があります。

そういった中で、城の湯温泉センターにつきましては、宿泊機能を有する施設ということで、本市ではこれまで宿泊機能を有する施設を管理運営した実績がないものですから、そういったものを見極めるために、まずはこの指定管理者制度の中で、非公募にて実施をいたしまして、まずは3年間、想定どおり進めるかどうか見極めていくため、非公募という形をとらせていただいたところでございます。以上です。

- 森島議員 直営で経営した経験がないので今回非公募にしたという御説明なのかなというふうに理解するのですが、ある意味今回のこの資料にもありますけれど、目的でいくと民間のノウハウを活用して住民サービスの向上と経費の削減等を図ろうとするものということの目的においては、その民間のそのようなノウハウというか、経費削減できるプランニングの能力みたいなことも含めて募ると、結果、例えば、公募で手を挙げていただいたのがやいた未来しかなかったということであれば、やいた未来に選定するということが、指定管理者制度の中で言えば普通に起こっていくことだと思うので、その公募しなかったというのはなぜなのか今の御説明の中でもよく分からなくて、改めてこの矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を確認すると、第2条では、基本的には公募するものであって、施設の管理上緊急その他やむを得ない事情があるときはその限りではない、第4条第2項では施設の設置の目的・性格・規模等により公募に適さない場合の場合は、非公募にするというようなことと書かれているのですが、ここに該当する理由になり得るのかどうかというのが分からなくて、そのような市が直営で経営した

経験がないと、それで言ったら直営で経験したことがない施設においても指定管理で公募をかけるというのもなくはない中でいくと、広くノウハウなど、そういうものを募ってやっていくということもなくはないのかなというふう
に思う中で、その非公募というのがまだ理解できないのですが、今の話も含めて改めて教えていただきたい。

○総合政策課長 再度のお尋ねでございますが、まず公募するに当たりましては通常の市で管理する事業費よりもよりよい提案を受けるという中で経営のサービス向上を求めるといことが、この管理者制度の原則、前提でございます。

そういった中で、公募を行うというところなのですが、まず先ほどの繰り返しになりますが、計画と運営との実績をまず見極めるところでございます。

それからお尋ねがありました民間のノウハウというか、そういったものを施設の中での反映というものにつきましては、この事業計画を練る段階において、様々な専門の御意見等も賜りながら、この事業計画を定めて実施に至っているところでございます。

また、この非公募の中で先ほど条例のお話がありましたがその非公募の場合に委ねられる事業者というのは限定で列記されているところでございますが、市が出資する団体、第3セクターというものがこの条に記載があります。

そういった中でやいた未来につきましては、もとより、地域の活性化、地産地消、農業振興のみならず、本市の観光交流といったものも担えるようなことを目的として設立した団体でございますので、しかも道の駅やいたにおいて、十分に収益が上がっているところから、今回やいた未来を選定させていただいたというところでございます。以上でございます。

○森島議員 今の御説明が前提だとすると、直営でまず実績を作ってみようという流れになる結論になるのではないかというのが今の御説明の前提だと思うのが、今の御説明を聞いたときのこちらの解釈というようになる中で、なぜやいた未来となるのか、もちろん条例に市が出資している法人又は公共団体又は公共的団体というところが担うという受け皿としては記載されているのですが、民間のノウハウを欲しいという部分もおっしゃっている中で言えば、公募した結果、手を挙げていただいた方の中からやいた未来が適していると判断し、やいた未来を選択していくという流れを取っていくのが公募をした上で選定するという通常の流れなのかなというように思ったときに今の御説明を前提とすると、公募では指定管理制度を導入することなく直営で実績を作り、そこで実数等が分かった上で、それを下回る団体があるのかなのかというところを求めていくという形で指定管理者制度の導入、かつ、公募をかけるという流れになっていくとか何か通常の流れではないかなということを明確に思うところなのですが、今の御説明だとちょっと理解できないのですけれども一旦ここで止めたいなというふうに思います。

○関委員 先ほど説明の中で矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の件ですが、北関東総合警備保障、たかはら那須スポーツクラブ、栃木サッカークラブに関しては、どういう企業かというのは、ほとんどの方が分かっていると思うのですが、いちご株式会社はどういう企業なのかの説明をよろしくお願いいたします。

○総合政策課長 ただいまのお尋ねでございますが、いちご株式会社は、主に不動産を全国規模で展開している事業者ということでございます。

またそういった業務を営みながら、スポーツに対しての支援を会社としても重きを置いているということで、専門のスポーツ部を設置し運営している

ところでは。

そういったスポーツ支援というものを全国展開している中で、2019年からJリーグのトップパートナーとなっている事業者でございます。Jリーグのトップパートナーとなった理由としては、地域と連携しながらチーム運営を行うことを理念に掲げるJリーグに対し、地方創生等の観点からも支援を図っていきたいとのことと伺っております。

○宮本議員 質疑をさせていただきます。先ほど森島議員の質疑・答弁にもありましたが、株式会社やいた未来が出来た経緯と目的、もう一度、はっきりとお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○総合政策課長 はい、設立は平成30年だったと承知をしておりますが、市、市内の金融団、JA、商工会等で出資を行いまして、地域の産業の活性化を目的といたしまして設立した第3セクターでございます。

矢板市が筆頭の株主となりまして運営をしているところでございます。運営方針としましては、御案内とおり、道の駅やいた等の農産物直売所運営を主としながら、観光業、ちょっと手元に資料なくて恐縮なのですが、そういった本市の産業振興に関わるような業務を担うようなことを、定款の中に業務目的として掲げて設立しているというところでございます。以上でございます。

○宮本議員 その道の駅から始まりまして、大きな目的の中に矢板市の産業の発展ということもある。

過日、温泉センターが福祉事業から観光事業にという話も聞いた。

そうすると、今の説明の中で、出来た経緯、目的の中にも矢板市の観光を推進していくということもあるので、その一環として、指定管理者となるのは何ら問題なく自然な形であるという気がする。

そんな中で、出来れば公募がよかったのかもしれませんが、この先進む中で、

いろいろな市の観光の案件について出てくる中で、仮定の話になりますが、このような観光事業に対して指定管理というようなお話がある場合には、公募じゃなく非公募で、全てやいた未来が行うというようなことになりはしないかと懸念をせざるを得ないところがあります。

今はね。ごめんなさい。市長ちょっと待っててください。

今回の件については、私としては理解をしているつもりなのですが、仮定の話ですが、矢板市の観光事業の新たな案件が生じた場合にはどのようなことになるかということ心配しているところでもあります。分かりづらい話かもしれませんが、以上です。

○議長 御意見でよろしいですか。

○宮本議員 はい。

○石井議員 今回指定管理に指定された「城の湯温泉センター」について、2、3点、お聞きしたいなと思います。

まずは、指定管理料ですけれど、確か、現在は2,000万円程度で、民間の委託業者にさせていますけど、今度やいた未来になった場合の、およそどのぐらいの指定管理料をまず見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長 次の議会に議案として提出されますので、その時に、審議いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○石井委員 了解しました。

○森島議員 すいません先ほど聞き忘れたことが一点あって追加で聞かせていただきたいのですが、指定管理を非公募にする際に非公募とした理由というのを、指定管理者が決まったことと同時に公表されている自治体もある中で、今回指定管理者制度を導入した中で、非公募とした理由ということを決定と同時に公開すると、市ホームページ等で公開するという御予定はありますで

しょうか。

○総合政策課長 はい、現段階では公表させていただいた決定事項のみでございます。以上でございます。

○議長 総合政策課長、すいません、回答が聞き取れませんでしたのでもう一度お願いいたします。

○総合政策課長 はい、失礼いたしました。決定した事業者のみ公表させていただいているというところがございます。以上でございます。

○森島議員 その理由を教えてください。

○総合政策課長 今現在手続きを踏まえまして、非公募という形で最終的に選定した事業者でございますので、その決定した事業者を公表させていただいているというところがございます。

○市長 よろしいですか。

○議長 どんな内容でしょうか。

○市長 公開について補足をさせていただきたいと思います。

○議長 了解しました。

○市長 ただいまの森島議員の質問に対してお答えをいたします。指定管理者制度を導入するにあたって、公募とするか非公募とするかということですが、私どもの理解といたしますと、そもそも、公募を行う際に、非公募であれば同じタイミングで、これをあらかじめ、むしろ決定した後に非公募の理由を表明するのではなくて、それを公募・非公募として実施するかという前段階で公表すべきものだというふうに考えております。

そういった中で、ホームページへの公表はございませんが、振り返りました8月の17日の議会全員協議会におきまして、総合政策課長のほうから、この城の湯温泉センターについては、新たに宿泊機能を追加し本市の進める滞在

型スポーツツーリズムの拠点として、観光振興の中心的役割を担う施設とする中で、本市出資会社として市政運営方針の理解度、道の駅やいたでの経営実績に加え云々といった説明を議会にもさせていただいた上で、非公募ではありませんけれども所定の手続きを踏ませていただいたということでございます。

本来であれば、むしろ手続きが終わった後に公募・非公募の理由を説明するよりは、仮にそういった理由をホームページ等に掲載するのであれば、この段階でお示しすべきだったのかなというふうに思っておりますが、少なくとも議会への説明につきましては、このような形で、議会を通じて新聞報道等されるケースもありますでしょうし、矢板市とすれば、これをもって理由の当局側の説明に代えさせていただいたということ御理解をいただければなというふうに思っております。

道の駅やいたの管理運営会社でございます株式会社やいた未来でございますが、ほかの道の駅の管理運営会社のように、道の駅しもつけとか、道の駅きつれがわといった商号ではなくて、株式会社やいた未来とさせていただいたのは、先ほども総合政策課長の答弁の中にもございましたように、矢板市全体の産業振興、まちづくり会社、まちづくりのエンジンとしてというようなことが設立趣意書にあったかと思えます。

そういったものが定款のほうにも当初から平成30年の会社設立当時から観光振興云々というのは書き込みがされております。

そういったことも含めて、8月の17日の議会全員協議会の際に御報告をさせていただければよかったのかもしれませんが、そういったこともぜひ反省材料にさせていただければなというふうに思っております以上でございます。

○森島議員 今指摘するタイミングじゃないだろうと、遅いだろうというよう

な御意見かなというふうには思うのですけれども、改めて指定管理者の受けていただく母体というか法人が確定したタイミングで、改めて疑問に思うということは何ら自然なことかなというふうに思うので、改めてそのタイミングで問わせていただいているというところではありますが、今の市長の答弁でいけば、おそらく今後非公募にする際には、非公募を決定する、その方針を示すタイミングで非公募とする理由というものを示していくという改善を加えていただけるというような方向感だと理解できたので、そこについては理解いたしましたというところなのですが、とはいえ、市民の目線に立つと市の資産が投じられている中で作られている施設が、改めてこの団体に非公募の過程の中で、決定したということが分かったタイミングで、市民の方も疑問を思うということは自然なことかなというふうに思うので、本当は非公募として決定したタイミングで出すべきものかもしれないという流れも理解できなくはないのですけれども、このタイミングで出したとして、特に不都合はないのかなとも思うので、そちらについては、次、非公募とするというタイミングに非公募の理由を公表するということに加えて、今回のタイミングでも、非公募とした理由というのを、少し遅れたタイミングになるのかもしれないのですけれども、公表するということについてのデメリット・懸念というものは何らないのかなと、少なくとも議会において、8月の17日の全員協議会の中で、総合政策部長のほうからやいた未来の方向感の中で、非公募としていくという御説明があったことは十分に承知しています。

ただ、市民の目線に立ったときの疑問点ということを、このオフィシャルな場で解消させていただいているということも御理解いただければと思いますので、ぜひ、非公募とした理由というのをこのタイミングでの検討ということと、次回そういう非公募にするということがあった際の理由の説明、こちらご

検討いただければと思います。以上です。

○議長 御意見でよろしいですか。

○森島議員 はい。

○議長 その他、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市泉きずな館設置及び管理条例について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） はい、それでは泉きずな館設置及び管理条例の制定について御報告いたします。

条例案の内容につきましては、次のページの資料になります。

まず2の(1)設置目的でございます。この施設には、公民館、高齢者サロン、保育所、郷土資料館、それときずな館の機能が集約されてまいります。そのため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に集いの場、学びの場、子育て支援の場、健康づくりの場を提供すること。また、自主的な市民活動を支援しまして、豊かな市民生活及び活力ある地域社会を実現することを目的としております。

次に(2)の名称でございますが、泉きずな館といたしております。これは、この施設には様々な機能が集約されてまいります。保育所を利用する子どもから、常設型サロンを利用する高齢者まで、幅広い世代の方がこの施設を利用するために集まり、そしてそれぞれがつながっていくということをイメージしております。

(3)の施設の構成でございますが、泉公民館、郷土資料館、泉保育所、常設型

サロンで構成いたします。

(4)、(5)、(6)でございますが、各施設が占有する施設の管理につきましては、それぞれの施設の条例で定めるところによるとしております。

次のページになりますが、(10)の各施設の条例の改廃につきましては、この条例の制定に伴いまして、改正または廃止する必要がある各施設の条例でございます。

六つございますが、まず公民館設置条例では、泉公民館の位置を変更すること。そして公民館使用料条例では、泉公民館の使用料を追加すること。郷土資料館設置条例と保育所設置条例、こちらではそれぞれ位置を変更すること。オでございますが泉きずな館の設置に伴いまして、矢板市きずな館設置及び管理条例を廃止すること。カでございますが、現在の泉公民館の施設を廃止することに伴いまして基幹集落センター設置管理及び使用料条例を廃止すること。以上を各施設の条例でこれらの改廃を行う必要がございます。

条例案の概要の説明は以上となりますが、この条例案につきましては、来る第 391 回定例会議で議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○掛下議員 泉のほうにきずな館が移るということで、その後いろいろな市民からの声並びに課題が浮かび上がっていきまして、一つは社会福祉協議会のごとで、全体に関わるものを泉に移すことに伴う不便さというもので、具体的には、例えば老人福祉のお弁当づくりを、現在、きずな館で月 1 回程度やっていると申すのですが、これが向こうに移ると片岡地区からボランティアに来る人がいたのですが、ちょっと遠くて、辞退したとかやめるとかということが起きています。

さらに、現在、きずな館で実施されている法律相談も泉に移ると行く手段がないとの高齢者の声も聞いています。

それと、ボランティアの窓口もきずな館ですし、そのような矢板市の福祉関係のいろいろなことが、中心部にある現在の場所は非常に都合がよく、遠くなることによる不都合を感じますので、旧泉中学校をいろいろな形で活用するのはいいことですが、社会福祉協議会を中心部に置いたほうが都合がよい理由も多いので、移すことについてはどうなのかという基本的な課題がいろいろな市民の方から出ております。

さらに、きずな館そのものの建物は、数年前か十年前に旧法務局にお金を掛けて改築をしたことでもありますので、出来たらそこに置くべきかという考えを持っておりますけれどもいかがでしょうか。

○市長 多岐にわたるお尋ねでございますので、私の方から一括できるかどうか分かりませんが、お答えをさせていただきたいと思っております。

いわゆる、現在のきずな館の移転自体につきましては、市議会の一般質問等でも神谷議員だったというふうに記憶をしておりますけれども、御心配の声をいただいております。サテライト窓口等を設けるといった旨の御説明もさせていただいているかと思っております。

そういった中で、既に建設工事もかなり進んでおりますので、このことにつきましては一定の方向性を既に私どもとしては見出させていただいているのかなというふうに思っておりますし、端的に申し上げますと社会福祉協議会の方から、困ったというお声は、今のところ、直接私も社会福祉協議会の副会長を仰せつかっておりますけれども承っていないという状況でございます。

いわゆる高齢者の宅食等については、むしろ旧泉中学校の調理室等を活用できるというようなメリットが、むしろ私どもからすると大きいのではない

かというふうに捉えているところでございます。

そして、きずな館についてでございますが、確かに矢板市が国から譲渡を受けるときに改修したというふうに聞いておりますけれども、例えば、耐震補強等については実施をされていないということがございます。

そういった中で、既にこのことにつきましても、矢板市の公共施設再配置計画や総合管理計画再配置計画等において、更地にして売却をするという方向性がもうずっと前に出ております。

そういったことに着手をさせていただく一環として、このような意見ということを検討させていただき、現在実現段階に来ているということでございますので、完全にニーズに100%お答えできるかということとは、難しいというような前提で最善を尽くさせていただいているというようなことを、改めて繰り返し申し上げたいと思います。以上です。

○掛下議員 サテライト窓口を作るとかは大体聞いておりますが、市民からの声もありますので、もう一度確認ということでございます。

きずな館では、法律相談やボランティア窓口など、全部は把握していないが、いろいろな事業を実施していると伺っている。その中で、目的によって、例えば法律相談やボランティア窓口は矢板地区のどこかで実施することもあってしかるべきであり、老人給食についても、調理室があるから便利だというのは今聞いてなるほどとは思いますが、ボランティアに行く側からすると泉では遠いのでやめたいという人も出てきている。

それで、全てを向こうに移すのではなくて、一部は矢板地区でやったほうが良いと思うので、何をサテライトでやるのかを含めて、利用用途別に何を泉きずな館で実施するのかはっきりさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長 サテライト窓口等を具体的にどうなのかということでございますけれど、現在、社会福祉協議会のほうで、詳細については最終的に詰めていただいているというような認識をしております。例えばこども未来館のほうでこういった相談窓口を置くというようなところを考えております。

そのほかにも、今はやっておりませんが、片岡地区といったところにも、こういった相談窓口を今後はやっていきたいというようなところを以前聞いておりましたので、今回、御意見をいただきましたのでそういったところを社会福祉協議会のほうに伝えまして、こういった方法がいいのか考えていただくように伝えたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○掛下議員 条例を議会で承認するにあたり、今のきずな館でやっている業務を項目ごとに分けて、それをサテライトで、それ以外は泉でというのを明示していただいて、その上で我々が議員の立場でも、これだったらいいのでしょうか、これはもう少し中央のほうに寄せてもらえないかというような要求及び要望もあると思いますので、その辺は、早めに次の議会までに明示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長 ただいまの掛下議員の再質問にお答えいたします。本日、御報告をさせていただきます。矢板市きずな館設置及び管理条例への制定についてということでございます。

このことについては、来る定例会議のほうで御審議をいただくことになるかと思っております。

そういった中で、社会福祉協議会の業務内容についてのお尋ねでございますが、泉きずな館に矢板社会福祉協議会が移転することは事実でございます。

また、現在の矢板市きずな館設置及び管理条例については廃止をするとい

うような内容になっております。

ただ、端的に申し上げますと、当然、社会福祉協議会という団体は、各基礎自治体に設置が必要とされている。また、矢板市長が副会長を務めているということで市政運営に欠かせない、そういった団体であるというふうに理解しておりますが、端的に申し上げますと、泉きずな館に移転する現在の矢板市きずな館もそうですが、言ってみればテナントの一つであります。そういう御理解をいただきたい。

シルバー人材センターであり、矢板市施設管理公社であり、そのことについては、まずどういうふうな形で今後社会福祉協議会の活動をやっていきたいのかというようなことについては、むしろ社会福祉協議会のほうから具体的な提案であり、意見なりというのをいただく必要がある。

このコミュニケーションは、移転にあたって単なるテナントとはいえ大きな問題でありますので、社会福祉協議会の事務局とはこれまで十分に協議をさせていただいてまいりました。

そういった中で、例えば先ほど総務課長のほうから御答弁を申し上げましたとおり、神谷議員の一般質問にもお答えをしましたとおり、矢板市内1か所という中よりは、むしろ泉地区にも拠点があり、矢板地区、差し当たっては、矢板社会福祉協議会のほうで指定管理者となっております矢板市こども未来館イケボス池田キッズハウスであり、さらには、今まで拠点がなかった片岡地区においても、例えばサテライト窓口を作ってはどうかというような御提案等は社会福祉協議会のほうからあったと思いますけれど、そんな形で社会福祉協議会と連携をしながら、あり方についてはこれまで十分検討して、一定の成果を見いだした上で、現在議会のほうからも予算の議決をいただいて新たな泉複合施設泉きずな館の整備に着手をしているということだけは、前段と

して、御理解をいただければというふうに思っております。

これが例えば、矢板市内に一つしかない矢板公民館があつて、それが泉公民館に行ってしまうということであれば、私ども市執行部、言ってみれば直営でやっておるわけでございますから、それなりの説明責任を私どもが負わなくてはいけないのだというふうに理解すべきところでございますが、ちょっと位置付けが違うということだけは、私の理解だとかなり違うというような位置付けであるということは御理解をいただければと思います。以上です。

○宮本議員 休館日の件ですが、祝日と12月29日から1月3日までと必要があるときとあります。市民サービスから休みなしにするということかと思うのですが、このような市で策定した条例案要綱のとおりとすると、社会福祉協議会の職員には無理はないのでしょうか。

○議長 これは、12月定例会議で議案になる案件です。詳細については、そのときによろしくお願いします。

○宮本議員 了解しました。

○議長 その他、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 町の区域の変更について

○議長 次に③について説明を求めます。

○総務課長 続きまして、町の区域の変更について御報告いたします。

この案件でございますが、本年6月の第388回定例会議で、町の区域の変更について御審議いただいた案件がございました。

今回の案件につきましては、そこから100メートルほど北側の土地になり

まして同じ所有者の土地でございます。

6月の時点では、前回変更した土地付近での宅地開発分譲を考えていると
のことで変更を行ったところでございます。

今回、宅地開発分譲の範囲を拡大するため土地所有者が新たに調査をした
ところ、前回と同様に町の区域や実際の土地の形状と合わないことが判明し
たことから土地所有者が変更の申出をしてきたものでございます。

変更となる場所につきましては、位置図のとおりでございます。

変更内容につきましては、次のページ、変更調書に記載のとおりございま
して、変更前、針生を扇町二丁目に変更するものでございます。

次のページでございますが、黒の点線が、扇町二丁目と針生の区域界でござ
いまして、今回現況の道路で変更するものでございます。

この変更につきましては、次の定例会議に議案として提出いたしますので、
よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 栃木県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長 次に④について説明を求めます。

○総務課長 栃木県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、御
報告いたします。

栃木県市町村総合事務組合が共同処理している事務のうち、退職手当支給
事務、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務、そして非常勤の学校
医等の公務災害補償事務について、鹿沼市が来年度、令和6年4月1日から新

たに加入するため、規約の変更が必要となったものでございます。

この規約の変更に当たりましては、地方自治法の規定により、組合を構成する関係団体の議会の議決が必要となります。

つきましては、こちらも次の定例会議に議案として提出いたしますのでよろしくお願いたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 事故報告について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○総務課長 続きまして、市有マイクロバスの物損事故について、御報告いたします。

発生日時は10月7日土曜日、場所は茨城県ひたちなか市でございます。

事故の状況でございますが、マイクロバスが駐車場に駐車する際、運転手の不注意により鉄柱に接触したものでございます。

バスに乗車していた方にけがはございませんでした。

当日乗車していた方には、御心配御迷惑をおかけいたしました。

市民が乗車する市有バスの事故ということで、改めて委託業者に対しまして、社内での交通安全教育の徹底について指示したところでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○高齢対策課長（加藤清美） 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

資料の2枚目、条例制定案要綱を御覧ください。

条例制定の趣旨でございますが、先ほど総務課から報告がございました泉きずな館の中に、泉常設型サロンを令和6年4月に開設することに伴い、施設の設置及び管理に関する事項を定めるため条例を制定いたします。

泉常設型サロンは、高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも生き生きと過ごすことができるよう、保健福祉の充実及び介護予防の推進を図り、豊かで生きがいに満ちた高齢社会を形成することを目的といたします。

国におきましては、介護予防、認知症予防につながる重要な取組としまして、地域の高齢者が毎日を生き生きと健康に過ごすための場所である通いの場を推進しております。

本市におきましても、行政区などにより高齢者サロン、きらきらサロンを運営いただいているところではありますが、矢板市の中でも、特に高齢化率の高い泉地区において、介護予防を強化するとともに、高齢者福祉の拠点と位置付けて、本市初となる常設型サロンを開設することにいたしました。サロンの事業は、介護予防事業を中心に各種事業を実施いたします。

資料の最後のページ、常設型サロンのイメージ図を添付してございますそちらを御覧ください。

介護予防事業のほか、健康相談、移動販売車による買い物支援、泉保育所と連携した世代間交流なども実施いたします。

また資料をお戻りいただきまして、2ページ目に2枚目にお戻りください。

泉常設型サロンの開館は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時といたします。施設の使用料は、無料といたします。

資料3枚目の附則を御覧ください。条例の施行日は、令和6年4月1日といたします。

なお、泉はつらつ館につきましては廃止となりますことから、併せて矢板市はつらつ館設置及び管理条例の改正を行います。

今回の条例の制定につきましては、第391回定例会議に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○渡邊議員 以前、高齢者サロンの送迎の問題が出ていたかと思うのですが、私も、送迎のボランティア募集のチラシを見させていただき、社会福祉協議会から、ボランティアの紹介のお願いをいただきましたが、命に係わる事故が起こるかもしれないということで、ボランティアでの送迎はなかなか難しいことと思ひまして、そのことについては今後どのように進めていくのかということと、駐車場について、利用者が高齢者の方ですからちょっとバックして擦るということもあるかと思うのですが、駐車場内での物損事故関係の対応はどのようになっているのかお聞かせください。

○高齢対策課長 渡邊議員から御質問いただきましたことにお答えいたします。

まず一つがサロンでの送迎ということなのですが、こちらは社会福祉協議会の事業として実施していただけるということでお話いただいております。

ボランティアの方もなかなか集まらないということなのですが、事故につきましては、保険に加入するというお話などもいただいております。

ボランティアにつきましても、改めて募集をしていくということで、12月の広報に改めてまた周知をしていくというお話をいただいております。

それと二つ目の駐車場での事故ということですが、こちらも施設のほうで保険などに入るかと思うのですけれども、特別、サロンだけで保険に入ることではないと思います。

現在分かっている範囲での回答となりますがよろしく願いいたします。

○渡邊議員 ありがとうございます。話を戻してすいませんが、できれば老人給食のボランティアなどもそうですが、例えば市の公用車による送迎に使用することであれば、ボランティアに頼らなくてもできる部分もあるかと思しますので、社会福祉協議会と相談しながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 その他、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○子ども課長(高橋理子) 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について御説明いたします。資料を御覧ください。

本改正は、現在、泉げんきセンター内で行っている泉小学童保育館を泉小学校の多目的室へ移転するため、条例に規定する位置の変更を行うものです。

施行日は令和6年4月1日を予定しております。

この改正条例につきましては、次の定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ スーパー道ぶしん補助金交付要綱の制定について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊） スーパー道ぶしん補助金交付要綱の制定について、御報告いたします。

現在、道路法が適用されていない認定外道路等につきましては、各行政区に対して道ぶしん原材料支給制度を御活用いただき対応しておりますが、9月の定例会議の一般質問で御答弁いたしましたとおり、未舗装道路の舗装や簡易舗装の打ち替え等の要望が増える中、高齢化により地域での補修等が年々難しくなっております。

そこで、地域の方々の負担を軽減することを目的に、舗装整備や舗装修繕を行う行政区に対し、工事費用を補助する制度の要綱を新たに制定するものでございます。

その概要といたしましては、補助対象となる道路を定めた上で、行政区に対し100万円を上限に、建設機械のリース料やオペレーター代をはじめとして、工事費用の全ての補助をするものでございます。

これまでの道ぶしん原材料制度と同様の制度は、県内他市町にもございますが、このように工事費用の全てを補助する手厚い制度はほかに例がありません。

なお、本要綱の施行日は令和6年4月1日とし、区長会、広報やいた及び市ホームページ等を通じて周知に努めてまいりますので、よろしく願いいた

します。報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○齋藤議員 この補助事業は、一行政区 100 万円ということですが、やりたい場所が 100 万円以上かかるような場所では、結局、行政区負担が出てきます。それで 100 万円までで今回は終わりにして、同じものを次の年、また同じような形で申し込むということはできないのでしょうか。

○建設課長 ただいまの齋藤議員の御質問にお答えいたします。

行政区の工事が 100 万円を超える場合につきましては、二つの考え方があります。

現在、補助事業の選定を判断する際、工事費が 100 万円を超えて行政区の負担があっても実施する場合を、優先する理由の一つと考えている。

これを受け、100 万円を超え行政区の負担があっても、補助事業として早めに選定されることを優先する方法と、補助事業選定の優先順位は落ちるが、100 万円の範囲内での工事实施と、ほかの行政区からの要望状況にもよりますが、次年度以降に工事を分けて要望いただく方法、この二つを行政区長等に説明する予定であります。

○齋藤議員 分かりました。ありがとうございます。

○掛下議員 補修費について、前回の説明の中では、材料費はもともと区長からの要求によって支給するようになっていましたけれど、それに加えて一部の補修用の機材も今後検討するというお話であったところ、その機材の補修の代わりに、今回は 100 万円という限度で、機材の手配だけではなく業者に依頼しても対象となるよう、より拡大したという解釈でよろしいのか確認したいのですが。

○建設課長 9月の答弁では、ただいまのとおり機械のリース料とかを説明さ

せていただいたのですが、さらに手厚く、県内で一番手厚くなるようにという
ことで、このとおり、スーパーということ考えさせていただきました。御理
解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○伊藤議員 御説明ありがとうございました。スーパーなその補助、全体の事業
費というのは、もう予算は組んでいるのでしょうか、全体の予算としていく
らぐらいなのですか。

○議長 伊藤議員、当初予算で3月議案になります。

○伊藤議員 分かりました。単純に考えまして一行政区マックス 100 万円で行
政区の数ぐらいは出るのかと、どうなのでしょう。そういうことも考えます
ので、その辺も鑑みて予算編成していただきたい。

○森島議員 スーパーな感じは感じておまして、非常に私も市民の皆さんと
お話したりとか、御相談を受けたりする中でいくと、この制度というのはすご
くありがたいなというふうに思うのですけれども、一方で、御相談を受ける中
で、やっぱり認定外道路の修繕が必要な箇所を見ていくと、意外と小規模なも
の多いというイメージもあって、そうすると例えば1回の工事が 100 万円
という上限の中で、ある意味行政区としては1年に1枚のチケットしか持て
ないという状況だと思うので、それが例えば 20 万円ですとか 30 万円ですと
いうことでいくと、もう少しその小規模なものを、2箇所やりたいとか、そう
いうニーズも出てくるのが、僕も御相談受けている中でニーズとして感じ
るところであるのですけれども、例えば上限は 100 万円で変えないにしても、
例えば小規模なものを、例えば2箇所とか3箇所とかを受入れることでいく
と、スーパーからウルトラあたりになっていくような可能性を感じていると
ころであるのですが、そういったようなニーズは想定されることだと思いの
ですけれども、それに対してどうお考えなのかをお聞かせいただきたいです。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今までの道ぶしん原材料制度を残していく中で今回舗装に特化する補助となりますので、それにうまく兼ね合いを取りながらやっていく予定でありますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○渡邊議員 この申請が一行政区に対し、1年度1回ということなのですが、私の地元行政区と隣の行政区をつなぐ道路で補修を必要とする箇所があります。

極端な話ですが、一行政区1回ということであると、隣接する行政区で同じ道路を補修したいと思ったとき、一方の行政区では補助金がつくがもう一方の行政区では補助金につかないという心配があります。

そこで、二つの行政区が関わる道路については、二つの行政区に補助金を出していただければ、それに関わる補修工事が1回でできると思うので、良い方法を御検討いただければと思います。お願いします。

○議長 御意見ということでよろしいですか。

○渡邊議員 すみません。お答えいただける範囲でお答えいただければと思います。

○建設課長 ただいまの渡邊議員の御質問にお答えいたします。

実際、各行政区長から申請を受ける場合ですが、そのような諸般の事情も説明はしていただくことになると思うので、例えば、両方の行政区にまたがる場合は、片方の区長さんからこのような話が出ているのでどうでしょうかとかいうお話もできますし、それに先ほどの優先順位を決める場合ですが、やはり各行政区間を通るような重要性の高い道路はやはり優先順位を高めてまいりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊議員 ありがとうございます。ぜひうまく進むように、御検討いただきながら御配慮をお願いいたしますありがとうございます。

○議長 その他、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 矢板市公民館使用料条例の一部改正について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 矢板市公民館使用料条例の一部改正について報告をいたします。

令和6年4月から泉公民館が泉複合施設へ移転することに伴いまして、貸館を行う部屋の名称や数に変更が生じることから、使用料などのその根拠について、矢板市公民館使用料条例に追加するものとなります。

資料2枚目の矢板市公民館使用料条例改正に係る資料を御覧ください。

使用料を設定するに当たりましてその考え方として1の(1)から(4)に記載をいたしました。

(1)と(2)につきましては、利用者の混乱を招かぬように、会議室、調理室などを各部屋の使用料につきまして現在の泉公民館と同様の金額とするものでございます。

(3)につきましては、2の使用料と比較の◎の移転後の使用料の表に書いてありますが、その備考欄、準備室などにつきまして、それ単体個別の貸館は行わないというものになります。

(4)印刷室につきましては、印刷機械やその他用具などを置いておくことを想定してございますので、貸館は行わないものといたします。

以上のことから移転後の貸館対象の部屋使用料及び時間帯については◎移転使用後の使用料の表のとおりとしております。

また、記載がなく申し訳ございませんが、現在の泉公民館につきましては、矢板市基幹集落センター設置管理及び使用料条例と、矢板市公民館設置条例という二つの条例に位置付けられた施設となっておりますので、移転に伴いまして、矢板市公民館として整理をした矢板市基幹集落支援センター設置管理及び使用料条例は廃止をいたします。

なお、今回の条例改正及び廃止の手法といたしましては、先ほど総務部長から報告がありました、矢板市きずな館設置及び管理条例において行うものいたしますので、来る12月定例会議に議案として提出をさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。報告は以上であります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に、4その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(11:08)

令和 年 月 日

議長